

答 申

第1 審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成30年8月10日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇線の〇〇交差点の信号機の廃止（旧交差点）と設置（新交差点）について経緯がわかるすべての文書」及び「〇〇交差点を通る新〇〇〇〇線の道路ができたことについて経緯がわかるすべての文書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書については作成又は取得していないため保有していないことを理由に本件処分を行い、平成30年8月20日付けで、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成30年8月30日付けで、実施機関の上級行政庁である岡山県公安委員会に対して審査請求を行った。
- 4 岡山県公安委員会は、条例第17条第1項の規定により、平成30年11月29日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書開示請求に係る処分で非開示とされた部分について、決定処分の取消しを求める」ものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、開示請求に係る公文書を保有していないとの理由から非開示とする決定をしたが、岡山県警察は実際には公文書を作成又は取得しているにもかかわらず、開示請求時の審査請求人と県民応接課員とのやりとりの内

容から取得していないと判断し、開示しない理由とした。

開示しない理由が、「開示請求に係る公文書を作成又は取得していないため、保有していない」となっているが、弁明書には、保有していると述べられている。

他の文書も廃棄済みであるが、作成又は取得はしている。

県や国の担当者からは、信号機については警察が関知していると聞いており、また、道路についても警察や公安委員会とも話をしているということを知り、何らかの控えが警察にあると思われる。

以上のことから、本件処分は違法であり、反論する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る審査請求人の趣旨確認について

審査請求人は、本件開示請求において、岡山県警察本部警務部県民応接課情報公開室（以下「情報公開室」という。）において、情報公開室の担当者に対し、〇〇市〇〇の〇〇〇〇〇〇交差点に関して、バイパスの合流地点が普通と違う認識を申し立てた上で、「この道ができた経緯とそれに伴う信号機移設の経緯が分かる文書が欲しい」旨を申し立てた。

経緯が分かる文書は、事業主体である国土交通省の所管であると思料されたことから、情報公開室の担当者において、審査請求人に対して、「警察は道路整備を行わないため、事業主体である国土交通省でなければ回答は困難である」旨を説明したが、審査請求人は事前に国土交通省職員に聞き取り、「警察にも同じ公文書があるとの説明を受けた」旨申し立てた。

情報公開室の担当者は、文書の特定をするために、本件開示請求に係る所管課と認められた岡山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）の職員の立会いを求めようとしたが、審査請求人は「必要なのは全ての文書と言っているのだから全て出してくれればいい」などと申し立て、交通規制課の職員の立会いを拒否した。

2 本件開示請求の受理と対象公文書の検索及び特定について

道路事業に伴う警察と国土交通省や地方自治体等の道路整備を行う者（以下「道路管理者」という。）との事務手続は、

- ①「道路管理者が行う道路整備計画（交差点整備計画）の策定及び決定」
- ②「道路管理者が行う道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）に基づく公安委員会への意見照会」
- ③「交差点の廃止、設置に伴う警察署への信号機の移設依頼等」

の順に行われることとなる。

交通規制課は、本件開示請求を受け付けた情報公開室の担当者からの説明を受け、本件開示請求の趣旨が、上記①の「道路管理者が行う道路整備計画

の策定及び決定」に係る計画段階で作成された公文書の開示を請求するものと判断した。

しかし、上記①については、道路管理者が道路の通行ルート決定や交差点の廃止、設置等の道路整備計画の素案や、この素案に基づいて地元住民や警察等関係機関との調整を行い、道路管理者において道路整備計画を決定するまでの段階のものであり、道路管理者である国土交通省がこの過程で何らかの文書を作成するものと認めるものの、この段階で実施機関が作成又は取得する文書はない。

②の段階で作成される公文書は、道路管理者から公安委員会に対して行われる意見照会であるが、道路法の意見照会については、文字通り「交通管理者の意見を照会する」手続であり、事業主体である国土交通省が様々な面から検討し、決定した道路整備計画について交通規制の必要性や安全施設の妥当性などを交通管理者である警察に対して意見を求め、交通管理者が必要に応じて意見を付すものである。

警察では道路整備計画を作成せず、そもそも道路を作るのは事業主体である国土交通省である。

よって、道路ができた本質的な経緯が分かるのは国土交通省だけである。

したがって、道路法に基づく意見照会の手続文書は、事業主体である国土交通省が既に決定した道路形状を示した資料であり、本質的に道路ができた経緯が分かる文書ではないと判断した。

③の段階で作成される公文書は、既に保存期間が経過し、廃棄済みであるが、道路管理者から実施機関に対して提出されたと思料される信号機の移設依頼と、それに伴う信号機移設工事に係る文書であるが、信号機移設工事は、先程述べた道路法に基づく意見照会が終了した後に行うものであり、信号機のある交差点を廃止し、新しい交差点を設置することを計画、決定したのは事業主体である国土交通省であり、警察では交差点の廃止・設置計画を策定しない。

警察は元々既に設置されている信号機を、道路改良工事に合わせて移設させたに過ぎず、信号機の設置・移設により交差点の形状が変更することはないことから、これらの文書は審査請求人が求める経緯が分かる文書ではないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇〇〇〇〇交差点の改良工事に関して、同交差点の信号機の廃止及び設置の経緯、同交差点が現在の形状に変更された経緯が分かる文書である。

実施機関から聴取したところ、道路事業に伴う警察と道路管理者との事務手続は、①「道路管理者が行う道路整備計画（交差点整備計画）の策定及び決定」、②「道路管理者が行う道路法に基づく公安委員会への意見照会」、③

「交差点の廃止、設置に伴う警察署への信号機の移設依頼等」の順に行われることとなることが認められたが、審査会において審査請求人から聴取した結果、審査請求人が求めている公文書は、上記①「道路管理者が行う道路整備計画（交差点整備計画）の策定及び決定」であり、上記②及び③については、求めている文書ではないと判断した。

2 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件審査請求において、「県や国の担当者からは、信号機については警察が関知していると聞いており、また道路についても警察や公安委員会とも話をしているということ聴取しているので、何らかの控えが警察にあると思われる」旨主張する。

一方、実施機関は、審査請求人が開示を求めた公文書は、道路管理者が行う道路整備計画（交差点整備計画）の策定及び決定に関する文書であると判断しており、さらに、当該交差点の道路整備計画の策定及び決定を行ったのは、道路管理者である国土交通省であり、この段階で実施機関が作成し、又は取得する文書はない旨主張する。

さらに、実施機関は、当該交差点に関連して国土交通省と交わした公文書は、「道路管理者が行う道路法に基づく意見照会」と、保存年限経過で廃棄済みであるが、国土交通省から提出されたであろう「交差点の廃止、設置に伴う警察署への信号機の移設依頼等」の2つがあるが、「道路法に基づく意見照会」は事業主体である国土交通省が既に決定した道路形状を示した資料との認識であり、本質的に道路ができた経緯が分かる文書ではないと判断し、「信号機の移設依頼等」についても、信号機のある交差点を廃止し、新しい交差点を設置することを計画、決定したのは事業主体である国土交通省であり、警察では交差点の廃止・設置は策定せず、既に設置されている信号機を道路改良工事に合わせて移設させたに過ぎず、そのため、実施機関が保有等する公文書については、審査請求人が求める「経緯が分かる文書」ではないと判断する。

よって、以下「道路管理者が行う公安委員会への道路法に基づく意見照会」と「交差点の廃止、設置に伴う警察署への信号機の移設依頼等」について、本件対象公文書としての該当性について、検討する。

審査請求人が本件開示請求により求めた本件対象公文書は、〇〇〇〇〇〇交差点の信号機の廃止と設置について経緯が分かる全ての文書及び〇〇交差点を通る〇〇〇〇の道路ができたことについて経緯が分かる全ての文書であるが、実施機関の主張のとおり、道路整備計画を策定するのは、事業主体である国や県等の道路管理者であり、警察においては策定等は行わない。

また、道路管理者が行う道路法に基づく公安委員会への意見照会については、道路管理者による道路整備計画に伴い、公安委員会に対して、道路標識等の設置、通行の禁止又は制限を行うため、意見を聴取するものであるが、それは既に道路管理者が策定した計画に対して行うものである。

審査会において、意見照会関係文書を見分したところ、同文書は事業主体である国土交通省の機関である中国地方整備局から岡山県公安委員会に対して行った道路法に基づく意見照会及び同意見照会に対する道路整備計画が行われた〇〇〇〇〇〇交差点の所在地を管轄する〇〇警察署の回答文書、岡山県公安委員会から中国地方整備局になされた回答文書であることが認められた。

中国地方整備局から岡山県公安委員会に対して行われた意見照会については、既に道路管理者において策定された道路整備計画について、交通管理者である警察に対して規制等の意見を求めるものであり、策定までの経緯についてが分かるものではない。

意見照会については、警察に対し決定事項について変更を求めるものではなく、よって、道路整備計画自体の経緯が分かるものであるとは認められない。

また、信号機の廃止及び設置についても、交差点の形状変更により、既存の信号機を移設する必要性が生じたものであり、その経緯については、道路整備計画に伴うものである。

よって、信号機の廃止及び設置の経緯については、道路管理者による道路整備計画によるものであるが、その経緯については実施機関において分かるものではない。

審査請求人による開示請求時の申立て及び口頭意見陳述等から、審査請求人は、交差点形状の変更の経緯及びそれに伴う信号機移設の経緯を求めているものと認められる。

実施機関においては、開示請求時の情報公開室の担当者と審査請求人のやり取りから、審査請求人が交差点形状変更の経緯及びそれに伴う信号機移設の経緯を求めているものと認め、本件対象公文書については、「道路管理者が行う道路整備計画（交差点整備計画）の策定及び決定」に係る文書と特定し、そのため本件開示請求に係る公文書は保有し、又は取得していないとして本件処分を行っているが、その判断に特段の不合理な点は認められない。

以上のとおり、実施機関が保有している意見照会関係文書及び信号機関連文書については、経緯が分かる文書には当たらないとした実施機関の説明については、特段の不自然、不合理な点があるとは認められず、また、他に本件対象公文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

3 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月29日	審査庁から諮問を受けた。
平成31年 1月25日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成31年 2月27日 (審査会第2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成31年 3月26日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成31年 4月26日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
令和 元年 5月10日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 南川 和宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹取 司	弁護士	
岩崎 香子	弁護士	第一部会委員
岩藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
田並 尚恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中富 公一	岡山大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。